

1 保育支援の目的

2023 年度日本地球化学会第 70 回年会（以下「年会」）期間中に必要な保育支援を提供することで、育児中の研究者を支援し、年会参加希望者の年会参加を促すことを目的とする。

2 支援方法

日本地球化学会（以下「学会」）は、年会時の保育支援を、以下の方法で実施する。利用者が、年会参加のために、既存の保育施設もしくはベビーシッティングサービス等の保育支援サービスを利用した場合、利用料に対する補助を行う。なお、年会会場での保育ルームの設置はしない。

- 年会会場近隣保育施設を利用した場合
- 会場近隣でない（家の近隣等）保育施設を利用した場合
- 休日の時間外保育
- 年会参加のための延長保育（早朝および夜間）
- 病児・病後児保育を利用した場合

ただし、通常保育の利用料は適用外とする。

3 対象者

年会に参加する際に子の保育が必要である会員を補助対象とする。保育を受ける子の年齢制限は特に定めないが、目安として小学校 3 年生以下とする。

4 補助額、上限等

利用者への補助額は、年会後に決定する。最大で、補助対象項目に掛かった費用の 5 割（10 円単位切り上げ）とし、補助上限額は子一人・一日につき 8,000 円^(*)とする。ただし、下記のような場合は補助の対象とならない。

- ・科研費等での支払い
- ・家族、親族への預け保育

補助金は、学会一般会計から保育支援経費として支出される。申込数が想定を超えた場合は補助額が減額となる可能性がある。

5 補助対象項目

保育料を対象とする。オムツ代・食事代・ミルク代・おやつ代・入会金もしくは登録料は対象外とする。但し、保育施設の料金システム上、保育料と分離不可能な場合は、補助額の算定に含める。また、利用者がやむなく傷害保険等に加入していない保育施設を選び、利用者自ら保険に加入した場合は、保険料を補助額の算定に含める。

6 補助期間

年会初日から年会最終日までの期間（2023年9月21~23日）とする。但し、年会前日もしくは最終日の翌日に開催される年会関連の研究会、講演会に参加する場合も対象とする。

7 事故・トラブルについて

- 保育支援の利用の前提として、保険加入の保育施設を選ぶことを要請するが、利便性等を考えて選んだ保育施設が保険未加入の場合は、利用者が自ら保険に加入し、子を預けることができる。その場合の保険料は、補助対象に含めることができる。
- 保育施設での事故等に関して、学会は責任を負わない。
- 保育施設への移動中または保育施設からの移動中の事故等に関して、学会は責任を負わない。

8 申請方法

保育施設の予約は利用者各自で取る。

利用後、下記の証明書類を学会事務局まで送付する（送付先は申請書ファイル参照）。

- ・領収書（原本）（日付、開始時間、終了時間、利用者名、保育施設名を記載）
- ・保育記録のコピー（ある場合）
- ・振込口座情報を記載した申請書

*上記書類の提出は、保育施設利用後2週間以内に行う。

9 利用状況の報告

来年度の保育支援の参考資料とするため、庶務幹事は、年会終了後速やかに、利用者数・各利用者が預けた子の人数・利用日数・利用施設名・金額（保育料、実際に掛かった額と補助額の両方）を理事会に報告する。

(*1) 参考

子1人に対して1日につき、補助上限額を8000円とする根拠

[2,000円/時間×8時間] ×補助割合(2分の1) = 8,000円

以上